

「司法判断の枠組み」とは

弁護団のコーナー担当 田中良太



1 「伊方原発をとめる大分裁判の会」事務局の方々が「大分県民による伊方原発差止訴訟」というウェブサイトを公開していることはご存じのことと思います。弁護団が今まで大分地方裁判所に提出してきた書面も、そのサイトで読むことができます。

せっかく公開していただいているので、このコーナーでは、その書面の内容について、お話ししたいと思います。今回は「司法判断の枠組み」がテーマです。

2 「司法判断の枠組み」問題とは、「伊方原発が安全かどうかを、どのような立場・考え方で裁判所に判断して欲しいか」という問題です。この問題に対する態度について、我々と四電には大きな隔たりがあります。

3 四電側の主張は次のようなものです。「原発の安全性を考えるには、とても高度で専門的な科学技術の知識が必要である。だから、そのような知識を持っている公正中立な人達が集まった原子力規制委員会で原発の安全基準を決めるのが一番よい。裁判官には知識が無いので、原子力規制委員会が決めた安全基準を伊方原発が満たしていれば、一応伊方原発は安全だと判断して下さいね。」

しかし、このような考え方は、皆さん、おかしいとお考えだと思います。そこで、弁護団もいろいろと反論をしています。例えば次のような反論です。

要するに、「原子力規制委員会というのはそんなに信頼できるのか?」ということです。

原子力規制委員会は、たった5人の委員です。5人の多くは、過去に原発を推進してきた団体の社員でした。中には、そのような団体から寄付金を受け取った人までいます。しかも、原子力規制委員会を支える事務方が原子力規制庁ですが、規制庁には原発設置に積極的な経産省から多くの人員が入っています。

このような事実を見れば、原子力規制委員会は電力会社に甘い基準を作るに違いないと思う

のが普通です。このような批判は、行政学者の新藤宗幸先生が『原子力規制委員会——独立・中立という幻想』(岩波新書)で詳しく書かれています。

裁判所は、原子力規制委員会の専門性や公平中立性を信頼してはならないのです。

4 弁護団は、他にも多くの問題を抱えた審査基準で、本当に原発の安全性を判断できるのか、四電に説明を求めています。加えて、裁判官に対し、伊方原発が「万が一にも大事故を起こさないといえるかどうか」、住民側の指摘に耳を傾けて、常識的な感覚で判断してほしいと求めています。

残念なことに、各地の高等裁判所では、四電側の立場を採る決定が多く出ています。電力会社や国が「安全だ」と言い張っていた挙げ句のフクシマのことを思えば、なぜそのような立場を良しとするのか理解に苦しみます。フクシマを念頭におきながら、謙虚に命の問題であると裁判官に考えてもらえるよう、今後も主張を続けていきます。



政権・経済界から
自立しているのか?
それとも
〈原子カムラ〉の一員か?



岩波新書 定価(本体820円+税)